

令和5年7月1日から、
「特定小型原動機付自転車」
に関する
新たな交通ルール
が適用されました。

特定小型原動機付自転車の 基本ルール

1 特定小型原動機付自転車とは？

原 動 機 付 自 転 車		
	特定小型原動機付自転車	一般原動機付自転車(原付)
最高速度	20km/h 以下	
定格出力	0.6kW 以下	
長さ	190cm 以下	特定小型原動機付自転車
幅	60cm 以下	以外のもの
高さ	—	

※上記の赤枠内、特定小型原動機付自転車の基準を満たさない車両の運転には、**運転免許が必要です。**

詳しくは、
警察庁ウェブサイト内
特設ページへ



原付の
仲間です!!



※特定小型原動機付自転車はキックボード形状に限りません。

2 乗ることができる人

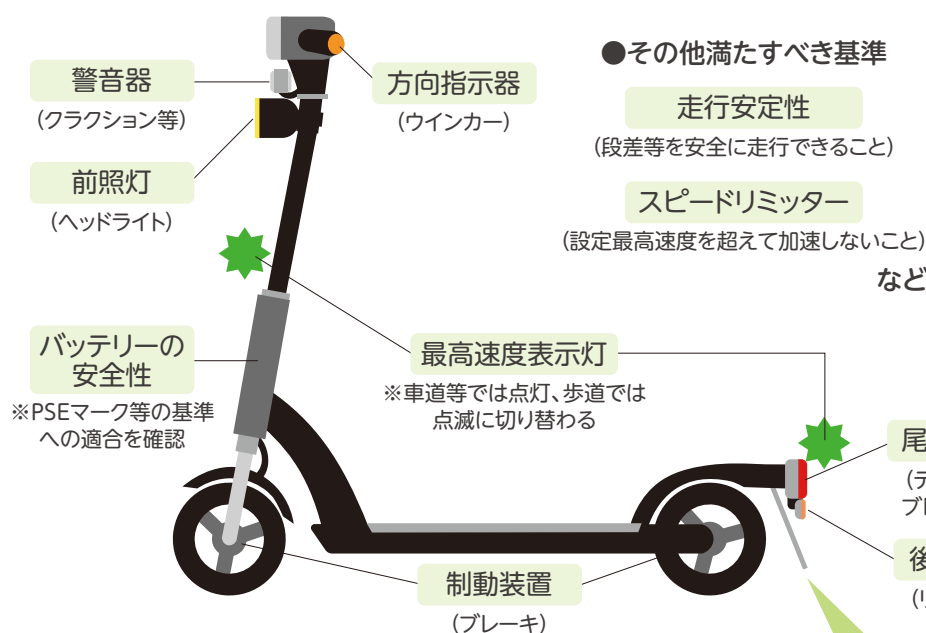
16歳以上
免許は
不要

16歳未満
の人は
運転禁止
です!!

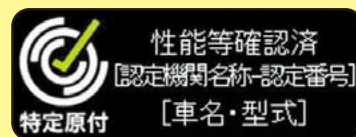
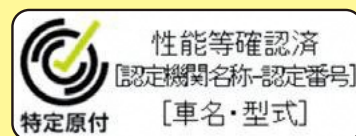


3 乗るための準備

① 保安基準を満たしているか確認



シールが貼付されていれば、
保安基準を満たしています!



運転前に
必ずチェック!!



② 保険に加入

自動車損害賠償責任保険または責任共済に加入

③ ナンバープレート

の取得

4 交通ルール

★信号を守りましょう!

(原則、車両用の信号に従う。)



←左の標識が信号機に設置されている場合は、歩行者用信号機に従わなければなりません。

★一時停止場所では、確実に止まりましょう!



★飲酒運転の禁止!

★二人乗りの禁止!

等



運転中のスマートフォンの使用は禁止です!!

STOP!
ながらスマホ



5 通行する場所は?

原則

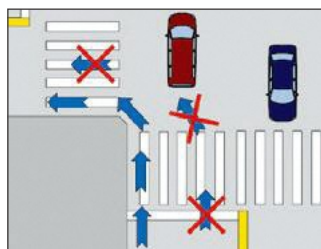
車道通行

(自転車道も通行可)

左側通行

★横断中の
左折の方法

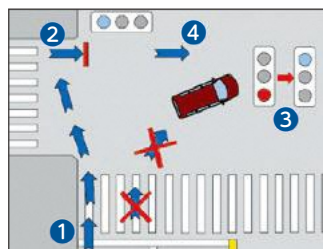
★横断中の
歩行者の通行を妨げない!



- ① ウィンカーを操作 (左折の合図)
- ② 道路の左端に沿って、十分に速度を落として曲がる

★必ず
右折の方法

★必ず
「二段階右折」



事前にウィンカーを操作 (右折の合図)

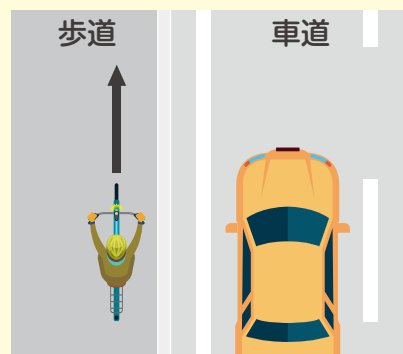
- ① 青信号で交差点の向こう側まで直進
- ② その地点で止まり、右に向きを変えウィンカーを消す
- ③ 前方の信号が青になったことを確認
- ④ 進行方向へ進む

例外的に歩道を通行できる場合

～特例特定小型原動機付自転車(特例特定原付)～

特定小型原動機付自転車のうち、次の条件を満たすものを「特例」特定小型原動機付自転車といい、例外的に歩道(自転車歩道通行可のみ)や路側帯(歩行者用路側帯を除く)を通行することができます。

- 時速6kmを超える速度を出すことができないこと
- 最高速度表示灯を点滅させること等



歩道を通行する際は

- 歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。
- また、歩道等を通行する際は、歩行者優先です。歩行者の通行を妨げる場合は、必ず一時停止しましょう。

歩道通行時の普通自転車と 特例特定原付の違い

普通自転車は①～③全て歩道通行可能ですが、特例特定原付は①のみ通行可能です。

- ① 自転車歩道通行可の標識・標示がある場合



- ② 子どもや高齢者、身体障がい者が運転する場合

- ③ 車道又は交通の状況に照らし、通行の安全を確保するため、やむを得ない場合

6 安全利用のために



運転時は
乗車用ヘルメットを
着用しましょう!

交通事故の被害を軽減するために、
頭部を守ることが重要です!

7 万一の事故の際は

★負傷者の救護

★110番及び119番へ通報

これらの措置を講じなければ
ひき逃げになります!!

